

議第二十二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

27 次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる作業に従事した場合には、それぞれ当該各号に定める額の災害応急作業等手当を支給する。

- 一 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内の次に掲げる現場において、災害応急作業等に従事する職員が従事する巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査 従事した日一日につき二千百六十円の範囲内で人事委員会が定める額
- イ 河川の堤防等

ロ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十六条第一項（第二号を除く。）の規定により通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

二 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急作業等に従事する職員が災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定により設定された警戒区域で従事する災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業 従事した日一日につき二千百六十円の範囲内で人事委員会が定める額

三 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定により災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣された職員が従事する災害応急対策に係る作業で心身に著しい負担を与えることと人事委員会が認めるもの 従事した日一日につき七百十円の範囲内で人事委員会が定める額

四 人事委員会が認める職員が従事する前三号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業 従事した日一日につき二千百六十円の範囲内で人事委員会が定める額

第二十条の二第五項の表に次のように加える。

災害応急作業等手当	災害防止作業等手当（前条第二十一項第二号に規定するものに限る。）
災害応急作業等手当（前条第二十七項第一号（ロに係る部分に限る。）に規定するものに限る。）	道路上作業手当（前条第十八項第一号に規定するものに限る。）

第二十二條の五第一項中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和六年一月一日から適用する。

提 案 説 明

災害応急作業等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する等のため、この条例を定めようとする。